

## 令和元年度 佐久市議会社会委員会行政視察

〔参加委員〕

委員長 内藤 祐子  
副委員長 高柳 博行  
委員 高橋 良衛 関本 功 吉川 友子 和嶋 美和子（塩川委員欠席）

### 視察概要

佐久市議会では、平成29年12月議会で県内の市町村初となる手話言語条例を議員提案しました。条例案は可決され、平成30年4月1日より施行されていますが、現状、運用の場面で十分に機能しているとは言えません。昨年開催された議会主催の市民の皆様との意見交換会で、小中学生の皆さんに、手話に接する機会をもうけ、障がいのある方に対する理解を深めていただきたいというご意見をいただきました。問題解決のヒントを得るため、視察先として、学校教育現場での手話の推進、障がいのある方に優しい環境の整備、生きがいをもって働くことへの支援を実践している先進地の日光市を訪問しました。

### 視察先及び視察事項

栃木県 日光市

- ① 合理的配慮の提供の支援に係る助成制度について
- ② 手話言語条例制定後の取り組みについて
- ③ 自主製品・役務カタログの取り組みについて

ア 日 時 令和2年1月8日（水）

イ 対 応 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 課長・係長

ウ 内 容

- ① 合理的配慮の提供の支援に係る助成制度について

平成29年の7月に日光市議会が明石市の行政視察を行い、助成制度を提案したもので、平成30年8月から施行され、折り畳み式スロープや筆談ボードの購入、点字メニューの作成など、民間事業者や自治会、地域のイベント等の運営団体が合理的配慮を提供していくための経費の助成制度を通して、地域での意識啓発の効果を高めている。また、日光市手話言語条例に基づき手話通訳者等の派遣費も助成対象としている。利用実績は平成30年度、要約筆記者3名、令和元年度、簡易スロープ1個購入と伸び悩んでいます。福祉課では、商店や自治会の皆さんに合理的配慮の必要性を実感していただくために、福祉的な情報が記載された、日光をモデル地区としたバリアフリーマップを5000部作製し、周知を図っています。



② 手話言語条例制定後の取り組みについて

日光市手話言語条例は、平成30年4月に制定され、その普及の取り組みとして、日光市の歌を手話で訳した動画を製作し、日光市ホームページやYouTubeに日光市の歌（手話・字幕付き）を掲載し、市内外への普及を図っています。また、製作アドバイザー宮地ゆみさん指導の日光少年少女合唱団が、この動画を教材に練習をし、各発表の場で演奏をしています。更に手話訳をつけた歌詞カードを作成し、各イベントの際、手話訳歌詞カードを配布し、手話への関心と理解を深めています。

教育機関との連携については、小学校4年生を対象に、分かりやすい手話表示のテキストを作成し、市内全26校に対し、年間12校を対象に年1回、一時限の入門編の手話講座を実施しています。また昨年5月には、日光市の歌を、児童生徒にも学んでもらえるようDVDを各校に配布しています。

なお、行政として職員の意識高揚のため、希望者を対象に手話講座の学習会を1セット5回程度開き自己研鑽に取り組んでいます。

③ 自主製品・役務カタログの取り組みについて

共同受注の発端は、2009年に景気対策として行われた定額給付金の通知37,000通の発送準備作業です。発注から発送まで5日しかなく、1福祉事業所での受注がむずかしいため、日光市内の9つの福祉事業所での協働受注となりました。

事業所の中でリーダー的存在だった担当者が、「NPO法人はばたき」を立ち上げ、市内の福祉事業所間の連携を強化し、福祉事業所で扱っている自主製品や受注できる役務をカタログとしてまとめ、共同受注体制の基盤を確立し、更に企業セールス

を通し受注開拓を行うことで、事業所の経営安定化が図られました。

共同受注実績は平成 24 年度 5,548,820 円でしたが、平成 30 年度には 11,464,049 円と約 2 倍に成長し、障がいがある方の就労と自立支援を支えています。



## エ 考察

### ① 合理的配慮の提供の支援に係る助成制度について

日光市では、当該助成制度に 30 万円の予算で対応していたので、本市に於いても実現しやすい制度ではないかと思いました。助成制度の利用実績が比較的少ないことへの課題として、日光をモデル地区として作成したバリアフリーマップについては、福祉的な情報の他、スロープの新設などの、合理的配慮の情報を掲載した商店の情報を入れ込む事が必要だと思えます。合理的配慮の詳細な情報を掲載する事で、利用者が増えれば、必然的に助成制度も積極的に利用されます。特に日光のような国内屈指の観光地は、なおさらの事です。

観光部門との連携は待ったなしの課題だと思いました。本市に於いても、障がいのある方に優しい環境整備の推進を図り、合理的配慮情報がわかりやすいマップ作りを検討する必要があります。

もう一点注目すべき、この制度の創設のきっかけは、「日光市議会の行政視察の成果からの提案」という説明がありました。ここでいう視察は、日光市独自の「行政調査特別委員会」の視察であり、一般的には「会派視察」に当たるもので、「テーマ」を掲げて、それに同意する議員が、この指とまれ式に参加するものであり、しかも議会事務局に担当者を設け、視察後には、担当所管との情報共有のための報告会が実施され、報告書はHPに掲載されています。こうした前提があって、上記のような説明になったのだろう。しかも「提案」は「一議員の一般質問」からという認識でした。

提案から導入への期間の短さも質問しましたが「それほど多額の予算でなくてもできるから」との事。議員提案の捉え方、導入へのフットワークの軽さは、相互の信頼関係と所管の「市民の利益」への思いを強く感じました。また、行政側も利用実績がなかなか伸びないという課題を感じていて、そのためのバリアフリーマップの作成や、温かみのある、分かり

やすいチラシの作成配布等、熱意が伝わってきました。佐久市への提案の仕方も含め、導入へのハードルをどう低くしていくか、が鍵ではないかと感じました。

**障害者差別解消法 って、どんな法律なの?**

**「障がいを理由とする差別」をなくすための法律です**

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障がいがある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障がいがある人にかかわらず、すべての人がお互いの人柄と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

**この法律で「障がいのある人」とは?**  
身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障がいや手帳をもっていない人も含まれます。

**この法律で対象となる「民間事業者」とは?**  
目的の差別、非差別、個人、法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば輸入事業者や対価を得ない無報酬の事業、ボランティア活動などを行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

**障がいのある人への「不当な差別的とりあつかい」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます!**

**不当な差別的とりあつかい**  
正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

**合理的配慮の不提供**  
障がいのある人からからの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」(P3 参照) を取り除く配慮をしないことです。

**合理的配慮が必要な「社会的障壁」って、具体的にどんなこと?**

心身の障がいによるものだけでなく、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまなもので、次のような**交通、制度、慣行、建築**などがあげられます。特に女性や子どもの場合は、その特性に応じた配慮も必要です。

**社会的障壁の具体例**

- 交通の障壁**: 3センチ程度の段差でも車いすは通れません。
- 書類**: 難しい漢字ばかりでは、理解しづらい入ります。
- ホームページ**: すべて画像だけでは、読み上げソフトが機能しません。

**この法律で守らなければならないことのポイント**

	不当な差別的とりあつかい	合理的配慮の提供
<b>国の行政機関・地方公共団体など</b>	<b>禁止</b> 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	<b>法的義務</b> 障がい者に対して合理的配慮を行うなければなりません。
<b>民間事業者など</b>	<b>禁止</b> 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	<b>努力義務</b> 障がい者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは努力義務として、各分野の対応方針による自主的な取り組みが促されています。

② 手話言語条例制定後の取り組みについて

本市に於いても、ホームページやYouTubeに佐久市の歌(手話・字幕付き)を掲載し、市内外への普及を図り、各イベント開催時には、手話歌詞カードを配布し、手話への理解を深める取り組みを推進しなくてははいけません。

教育機関との連携については、子供たちに理解しやすい、手話テキストを作成の上、手話体験講座を促進し、手話への関心を高める必要がある事を痛感しました。

今後、福祉と教育の2分野の連携を、加速化させ、義務教育への手話の浸透を図るため社会委員会として行政に政策提言をする必要があります。

日光市での取り組みからは、教育委員会と福祉課の連携のスムーズさがうかがえました。当初、福祉課の提案という事で、経費は福祉課持ちだったが、次年度からは教育委員会独自の施策として、学校での取り組みに主体が移行しました。こうしたことにならないければ、条例化の意味はないと思います。改めて、手話言語条例を、様々な所管で何ができるか、何をすべきかの検討を促すべきではないかと感じました。

手話付きの市歌については、社会委員会からの発信もできるのではと思いました。

③ 自主製品・役務カタログの取り組みについて

日光市のような共同受注の体制を構築するには、強力なリーダーシップを持った人材の発掘と行政の支援なしには、実現が難しいと思います。

一朝一夕にできるものではありませんが、本市に於いても障がいのある方の就労と自立

支援を促進するため、共同受注のスキームを構築する必要があります。

きっかけは行政からの依頼への対応でしたが、障害者の福祉的就労の工賃アップや、事業所運営への支援という意味で、体制作りができた意義は大きいと考えます。行政側の支援の在り方を「販売の場の提供」から、一步踏み込んで、事業所側からの要求とのマッチングを図る事が大事なのだと思います。佐久市にも連絡会があるので、まず協議してみる価値はあると思います。ただ、佐久市の場合、社協運営主体の事業所が多く、形態が多様な特徴があるので、どこが主体になるのかが鍵かもしれません。

全体を通して、日光市が、提案を聞き、すぐに検討する姿勢が所管にあることがうかがえました。例えば、庁舎建て替えに合わせ、議会棟に託児室、授乳コーナー、談話ラウンジを設置したり、庁舎一階に福祉事業所の喫茶コーナーをオープンし、作業所製品の販売等を行っていることなどが現地で確認できました。実施に当たってのフットワークの軽さ、横の連携等、佐久市に倣ってもらいたいと思いました。

また、施策推進に必要な内容のチラシ、パンフレット等、工夫がされ、すぐに発行されています。見習いたいと思います。

